

経済産業省委託

令和1年度知的財産権ワーキング・グループ  
等侵害対策強化事業（官民合同ミッション等  
支援事業）報告書

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

知的財産課

## 目次

[1]はじめに .....	1
[2]実施事業の報告 .....	2
1. 国際知的財産保護フォーラム（IIPP）の活動に係る支援 .....	2
(1) 総会 .....	2
(2) 企画委員会 .....	2
(3) 中国プロジェクト（交流グループ） .....	3
(4) 中国プロジェクト（情報収集グループ） .....	4
(5) アジア大洋州プロジェクト .....	6
(6) 中東アフリカプロジェクト .....	8
(7) インターネットプロジェクト .....	10
(8) 地域横断活動 .....	11
(9) 情報共有セミナー .....	12
(10) 普及啓発プロジェクト .....	14
2. 政府間協議に必要な調査事業 .....	15
(1) 調査一覧 .....	15
(2) 調査内容 .....	15
3. 知的財産保護官民合同代表団の派遣に係る事業 .....	17
(1) 第17回知的財産保護官民合同訪中代表団（上海）（実務レベル） .....	17
4. 侵害発生国と共同で行う事業に係る支援 .....	19
(1) インドネシア EC サイト等訪問事業 .....	19
(2) インド EC サイト等訪問事業 .....	21
5. 侵害発生国におけるセミナー等の開催 .....	23
(1) 真贋判定セミナー .....	23
6. 侵害発生国の政府機関職員及び専門家等の招聘事業 .....	27
(1) パキスタン弁護士招聘 .....	27
(2) 中国商標専門家招聘 .....	28
(3) 南アフリカ等弁護士招聘 .....	29

# 令和1年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業 (官民合同ミッション等支援事業) 報告書

## [1]はじめに

近年、我が国と世界各国との経済的な相互依存関係が深まる中で、今後も日本企業の一層の海外進出が見込まれている。日本企業が海外において事業を展開していく上で、当該国における商標・意匠・特許等の知的財産権が迅速に権利化されるとともに、その権利が適切に保護されることが不可欠である。

しかしながら、中国をはじめとするアジア諸国、中東・アフリカ、中南米など世界各国で、あらゆる業種の日本企業が大企業・中小企業を問わず模倣品・海賊版被害に遭遇しており、その被害は拡大傾向にある。特に近年は、模倣行為が巧妙化・悪質化しており、また、インターネットの普及に伴いネット上で侵害を受ける日本企業の数も増加している。そこで、権利者である日本企業との協働による官民合同ミッションの派遣、侵害発生国の執行機関職員に対するセミナー等の開催及び侵害発生国の政府職員等の日本への招聘等を行うことにより、侵害発生国政府との協力関係を構築し、知的財産権保護の強化を図ることとする。

## [2]実施事業の報告

### 1. 国際知的財産保護フォーラム（IIPPFF）の活動に係る支援

#### （1）総会

下記の通り開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の予防から中止。  
規約より書面での開催となり、3月13日をもって承認された。

日時：2020年3月3日

主な議題：

- i. 2019年度活動報告および2020年度活動方針の紹介
- ii. 新座長・副座長選出
- iii. 2020年度企画委員について

\*併催セミナー（中止）

世界税関機構 御厨 邦雄 事務総局長

「主要国の税関における模倣品の水際対策と多国間協力の可能性」

財務省関税局業務課知的財産調査室 坂田 誠 室長

「知的財産保護に係る日本税関の取り組み」

#### （2）企画委員会

下記の通り開催し、以下の内容について報告・検討を行った。

ア 第1回

日時：2019年6月20日

主な議題：

- i. 各プロジェクトチームの2019年度活動計画
  - a. 企画委員会（地域横断活動、事務局活動）
  - b. 中国交流グループ
  - c. 中国情報収集グループ
  - d. アジア大洋州プロジェクト
  - e. 中東アフリカプロジェクト
  - f. インターネットプロジェクト
- ii. 2019年度事業計画（模倣品対策室）
- iii. IIPPFF全体の2019年度活動の方向性
  - a. 各団体の取り組みと連携の可能性
  - b. 模倣品対策の課題と新たな取り組みの可能性

イ 第2回

日時：2019年10月23日

主な議題：

- i. 交流グループの幹事交代について
- ii. 各プロジェクトチームの2019年度活動報告
  - a. 企画委員会（地域横断活動、事務局活動）
  - b. 中国交流グループ
  - c. 中国情報収集グループ
  - d. アジア大洋州プロジェクト
  - e. 中東アフリカプロジェクト
  - f. インターネットプロジェクト
- iii. 2019年度下半期の模倣品対策室の事業
- iv. 模倣品対策の課題について各プロジェクトでの議論の報告
- v. 特許庁「コピー商品撲滅キャンペーン」について

ウ 第3回

日時：2020年2月4日

主な議題：

- i. 各プロジェクトチームの活動報告および総会資料の確認
  - a. 企画委員会（地域横断活動、事務局活動）
  - b. 中国交流グループ
  - c. 中国情報収集グループ
  - d. アジア大洋州プロジェクト
  - e. 中東アフリカプロジェクト
  - f. インターネットプロジェクト
- ii. 各団体から関連事業の報告
- iii. 総会議事次第、併催セミナーおよび意見交換会について
- iv. 次年度の模倣品対策事業について
- v. 新規加入メンバーの真偽

(3) 中国プロジェクト（交流グループ）

下記の通り開催し、以下の内容について報告・検討を行った。

ア 第1回

日時：2019年4月17日

主な議題：

- i. IIPPF 中国プロジェクト交流グループの発足について
- ii. 2019年度模倣品対策室中国事業について

- iii. 2019 年度 IIPPF 中国プロジェクトアンケートの実施について
- iv. 2019 年度弁理士会の活動について
- v. 他団体の活動紹介

#### イ 第 2 回

日時：2018 年 6 月 27 日

主な議題：

- i. 2019 年度 IIPPF 中国プロジェクトアンケート結果報告
- ii. 上海市・江蘇省 IIPPF 実務レベルミッションについて
- iii. 「模倣品の現状と対策」について
- iv. 中華商標協会との交流会の準備状況と「個人輸入を仮装した模倣被害の阻止に関する提言」に関する説明

#### ウ 第 3 回

日時：2019 年 9 月 10 日

主な議題：

- i. 上海市・江蘇省 IIPPF 実務レベルミッション報告
- ii. 第 8 回日中知財 WG の開催に向けた進捗について
- iii. 中華商標協会との交流について
- iv. 威海、香港真贋判定セミナー開催報告

#### エ 第 4 回

日時：2019 年 11 月 13 日

主な議題：

- i. 中国中央政府機関との交流テーマ・方式案について
- ii. 第 8 回日中知的財産権 WG について

#### オ 第 5 回

日時：2020 年 1 月 28 日

主な議題：

- i. 中国中央政府機関との交流テーマ・方式案について
- ii. 日中知財 WG の調整状況について
- iii. 佛山真贋判定セミナー報告

#### (4) 中国プロジェクト（情報収集グループ）

下記の通り開催し、以下の内容について報告・検討を行った。

ア 第1回

日時：2019年6月14日

主な議題：

- i. 各社自己紹介
- ii. 事例紹介
- iii. 2019年度活動方針にかかる意見交換
- iv. 2019年度事業予定について
- v. 2019年度助成事業のご紹介

イ 第2回

日時：2019年9月20日

主な議題：

- i. 事例紹介
- ii. Supreme Italia 事件及び第4次改正後の悪意商標出願対策について
- iii. 調査会社アンケートについて
- iv. 各社近況報告
- v. 威海、香港真贋判定セミナー開催報告

ウ 第3回

日時：2019年11月15日

主な議題：

- i. 事例紹介
- ii. グループディスカッション  
テーマ「模倣品対策の費用対効果」
- iii. 各グループでのディスカッション内容の紹介
- iv. 調査会社アンケートの進捗報告等
- v. 日中知財WGの調整状況および交流グループミッションについて
- vi. 佛山真贋判定セミナー
- vii. 総会について

エ 第4回

日時：2020年1月17日

主な議題：

- i. 社内における上司説得資料について
- ii. 2019年度活動のまとめ
- iii. グループディスカッション

テーマ「各企業の課題について」

- iv. 各グループでのディスカッション内容の紹介
- v. 調査会社アンケートの進捗報告等
- vi. 日中知財 WG の調整状況および佛山真贋判定セミナーについて
- vii. 総会について

#### (5) アジア大洋州プロジェクト

下記の通り開催し、以下の内容について報告・検討を行った。

##### ア 第1回

日時：2019年4月19日

主な議題：

- i. ベトナム意見交換実施報告
- ii. インドネシア意見交換実施報告
- iii. LAZADA 意見交換実施報告
- iv. フィリピン模倣品流通実態調査報告
- v. 2019年度事業計画共有・意見交換
- vi. タイ税関での差止めにおける担保金手続きについて

##### イ 第2回

日時：2019年6月21日

主な議題：

- i. 事務連絡及び ASEAN 知財動向報告会について
- ii. ベトナム真贋判定セミナーについて案内
- iii. ベトナムにおける模倣品対策
- iv. インドにおけるインターネット上の模倣品に関する判決の解説、及び、これを踏まえた権利者が留意すべき事項
- v. インド EC 調査等進捗報告
- vi. 模倣品対策と SDGs

##### ウ 第3回

日時：2018年9月6日

主な議題：

- i. ベトナム真贋判定セミナー報告
- ii. SDG's の進捗状況
- iii. インド・インドネシア EC 概観
- iv. インドネシア EC ミッション案内

- v. ミャンマー商標法～エンフォースメント関連規定～
- vi. 事例紹介
- vii. グループディスカッション及び発表  
テーマ「模倣品対策における今後の課題について」

#### エ 第4回

日時：2019年10月18日

主な議題：

- i. アンケート報告
- ii. インドネシア EC ミッション報告会
- iii. ミャンマー招聘報告
- iv. 外国公務員贈賄罪の概要及びその対応について
- v. 情報共有・意見交換
- vi. ベトナム真贋判定セミナーアンケート追加報告と御相談

#### オ 第5回

日時：2019年12月20日

主な議題：

- i. インドミッションのご案内ならびにインド調査について
- ii. 事例紹介
- iii. SEAIPJ の活動について
- iv. 情報共有・意見交換
- v. 来年度事業骨子案

#### カ 第5回

日時：2020年2月21日

主な議題：

- i. インドミッションの報告
- ii. 事例紹介①
- iii. 事例紹介②
- iv. アジア大洋州プロジェクトチームとしての WCO 御厨事務総局長への質問事項について
- v. 来年度事業案について
- vi. 「世界は今」の上映（インドネシア EC サイトミッションの際の映像）
- vii. 情報共有・意見交換

## (6) 中東アフリカプロジェクト

下記の通り開催し、以下の内容について報告・検討を行った。

### ア 第1回

日時：2019年4月25日

主な議題：

- i. 自己紹介
- ii. IIPPF 中東アフリカプロジェクト活動について
- iii. 2019年度活動について
- iv. サウジアラビア現地事業詳細検討
- v. パキスタン弁護士招聘について
- vi. 事例紹介
- viii. 情報共有・意見交換

### イ 第2回

日時：2019年5月30日

主な議題：

- i. サウジアラビア現地事業進捗
- ii. パキスタン弁護士招聘事業について～進捗報告と関連事例紹介～
- iii. 事例紹介
- iv. 情報共有・意見交換

### ウ 第3回

日時：2019年6月27日

主な議題：

- i. サウジアラビア現地事業進捗
- ii. 中東 IPG 活動報告
- iii. 事例紹介
- iv. 情報共有・意見交換

### エ 第4回

日時：2019年8月22日

主な議題：

- i. 講演「中東アフリカにおけるインターネット上の模倣品対策調査」
- ii. パキスタン弁護士招聘事業振り返り
- iii. サウジアラビア現地事業進捗
- iv. 事例紹介

v. 情報共有・意見交換

オ 第5回

日時：2019年9月26日

主な議題：

- i. サウジアラビア現地事業進捗
- ii. ケニア知財情報について
- iii. 事例紹介
- iv. 情報共有・意見交換
- v. 「模倣品対策の課題と新たな取り組みの可能性」についてヒアリング

カ 第6回

日時：2019年11月14日

主な議題：

- i. サウジアラビア真贋判定セミナー報告
- ii. 第2回企画員会ご報告
- iii. 南アフリカ弁護士招聘事業について
- iv. 来年度事業について
- v. 中長期計画について
- vi. 情報共有・意見交換

キ 第7回

日時：2019年12月26日

主な議題：

- i. 南アフリカ弁護士招聘事業進捗
- ii. ケニア・タンザニア及び南アフリカ共和国模倣品調査概要
- iii. 経済産業省大内審議官中東訪問報告
- iv. 来年度事業について
- v. 事例紹介
- vi. 情報共有・意見交換

ク 第8回

日時：2020年1月23日

主な議題：

- i. 南アフリカ弁護士招聘質問票確認
- ii. 東アフリカ（ケニア・タンザニア）模倣品調査概要（制度）

- iii. 来年度事業について
- iv. 事例紹介
- v. 情報共有・意見交換

#### ケ 第9回

日時：2020年2月6日

主な議題：

- i. 来年度事業について
- ii. 2019年度IIPPF 中東アフリカPJ活動報告（IIPPF総会資料の確認）
- iii. 情報共有・意見交換

#### （7）インターネットプロジェクト

下記の通り開催し、以下の内容について報告・検討を行った。

##### ア 第1回

日時：2019年5月31日

主な議題：

- i. 2019年度IIPPF インターネットPJ活動計画について
  - ・今年度のスケジュール・体制紹介
  - ・LAZADA シンガポール・アリババとの意見交換報告
  - ・国内ECサイトとの交流について
  - ・アリババとの交流について
  - ・アマゾンとの交流について
  - ・インターネット上の非典型権利侵害の研究について
- ii. 事例紹介

##### イ 第2回

日時：2019年8月30日

主な議題：

- i. 非典型侵害事例の中国法及びEU法における検討レビュー報告
- ii. 非典型侵害事例の日本法における検討レビュー報告①
- iii. 非典型侵害事例の日本法における検討レビュー報告②
- iv. LINEによるフィッシングメール対策及び不正ユーザー把握の取組について
- v. 各ワーキンググループ進捗報告
  - ・アリババ招聘進捗報告
  - ・非典型侵害研究進捗報告
  - ・アマゾンUS訪問事業について

#### ウ 第3回

日時：2019年11月29日

主な議題：

- i. 各ワーキンググループ進捗報告
  - ・アリババ招聘について
  - ・アマゾン勉強会について
  - ・インターネット上の非典型権利侵害の研究について
- ii. 事例紹介
- iii. インターネット上の知的財産権侵害とプロバイダ責任制限法や関連裁判例の考え方について

#### エ 第4回

日時：2020年1月31日

主な議題：

- i. 各ワーキンググループ進捗報告
  - ・アリババ招聘について
  - ・アマゾンとの意見交換会について
- ii. 来年度会合及び事業について
- iii. 事例紹介
- iv. 総合ショッピングモール『au Wowma!』におけるサイト健全性への取り組みについて

#### (8) 地域横断活動

下記の通り開催し、以下の内容について報告・検討を行った。

##### ア 第1回

日時：2019年5月28日

主な議題：

- i. 模倣品対策室より2019年度活動概要報告
- ii. メンバーによる模倣品対策に係る活動近況報告
- iii. 2019年度地域横断活動内容の検討

##### イ 第2回

日時：2019年7月19日

主な議題：

- i. メンバーによる模倣品対策に係る活動近況報告

ii. 2019 年度アクションプラン検討

ウ 第 3 回

日時：2019 年 9 月 20 日

主な議題：

- i. メンバーによる模倣品対策に係る活動近況報告
- ii. 国をまたぐ模倣品対策の今後取り組むべき課題

エ 第 4 回

日時：2019 年 11 月 15 日

主な議題：

- i. メンバーによる模倣品対策に係る活動近況報告
- ii. 模倣品対策事業を開始する際の社内説得資料作成について
- iii. 税関トレーニング資料のひな形作成

オ 第 5 回

日時：2020 年 1 月 29 日

主な議題：

- i. メンバーによる模倣品対策に係る活動近況報告
- ii. 2019 年度地域横断活動成果発表
- iii. 地域横断活動総括

(9) 情報共有セミナー

ア 第 1 回

「真贋識別技術の最新事情セミナー」

現在、真贋識別ツールとしてホログラムが主流となっているが、近年、IT 技術を駆使した新しい識別技術が開発されている。今セミナーでは、真贋識別技術の最新情報、及び、真贋識別ツールの企業導入事例等を紹介する。

日時：2019 年 10 月 9 日

講演：

- ① 「模倣品対策に係る技術的手段を活用した効果的な対策手法の普及支援策に係る調査【概要の報告】」  
デロイト トーマツコンサルティング合同会社 佐藤 維亮 氏
- ② 「一意識別技術 Yoctrace<sup>®</sup> の紹介」  
富士ゼロックス株式会社 伊藤 健介 氏
- ③ 「印刷技術を用いた真贋判定ソリューション」

大日本印刷株式会社 中曽根 聡 氏

④ 「模倣品対策技術（印刷技術/ICT 技術）」

凸版印刷株式会社 渡部 貴紀 氏

⑤ 「"C2V Connected"概要 および 導入事例のご紹介」

キヤノン IT ソリューションズ株式会社 王 寅 氏

⑥ 「RFID とブロックチェーンを活用し偽装のない社会を」

株式会社ハヤト・インフォメーション 佐野 誠一 氏

参加人数：95 名

結果概要：

- ・欧米企業での模倣品対策が日本企業とは違い、ブランドプロテクションやマーケティングの一環として捉えられているため、十分な資金、人材が投じられている。
- ・各国共通の課題として、小口輸送の増加による税関の機能不全、グローバル化及び Free Trade Zone (FTZ) の拡大、意匠のみの模倣等の手口の多様化が挙げられる。
- ・欧米企業では、真贋判定を自動化できる技術の導入を進めている。
- ・日本での真贋識別技術について、どのような技術をどのプロセスで導入するべきかを見極め、業界毎等ある程度まとまった単位で実施することが重要。

イ 第 2 回

「模倣品水際対策セミナー」

IIPPF では、テーマや地域ごとに海外における模倣品対策に取り組んでいる。今セミナーでは、テーマ・地域に依らない問題として挙げられる「水際対策」を中心に、横断的テーマでセミナーを実施する。

日時：2020 年 2 月 3 日

講演：

① 「インターネット上の模倣品対策と税関制度の活用」

日本弁理士会 外川 奈美 弁理士、谷口 登 弁理士、橋本 千賀子 弁理士

② 「模倣品のグローバル流通ルートと対策の方向性」

IIPPF 地域横断活動 大橋 正憲 氏（日産自動車株式会社）

③ 「SDG s と模倣品対策～模倣品の撲滅で SDGs の達成に貢献～」

経済産業省模倣品対策室 坂野 聡 室長

参加人数：102 名

結果概要：

- ・EC サイト等、インターネット上で紹介されている知財侵害疑義品について、権利者から税関への輸入差し止め申請手続きにより侵害該当品として認定を受けることで、市場へ出回る前に模倣品を止めることができる。
- ・プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報

の開示に関する法律) について、一定要件下でプロバイダの責任を認めている。

・世界で散発している模倣品被害について、地域を特定しどのような対策を講じるかを無駄なく検討できるツールとして、通常の物流ルートの分析方法を紹介。

・日本政府のSDGsアクションプランにおける模倣品対策の位置付けと重要性について紹介。

#### (10) 普及啓発プロジェクト

以下の内容について支援・協賛を行った。

ア 不正商品対策協議会主催「ほんと？ホント！フェア」との連携

イベント主旨：

インターネットを悪用したサイバー犯罪が増加している中、本イベントを通し広く一般消費者に知的財産の保護と不正商品の排除、情報セキュリティの重要性を訴求する。

開催日：

和歌山	2019年5月25日	イオンモール和歌山
秋田	2019年7月15日	イオンモール秋田
新潟	2019年9月7日	イオンモール新潟南
福岡	2019年10月12日	イオンモール福岡
岡山	2019年10月27日	アリオ倉敷
高知	2020年2月23日	イオンモール高知

支援方法：

- ・真正品、模倣品サンプルの展示
- ・IIPPF チラシ配布

イ 特許庁主催「コピー商品撲滅キャンペーン」への協賛

事業目的：

主に一般消費者を対象として多様な広告媒体を活用した広報活動を集中的に実施することにより、産業財産権保護の重要性や模倣品による弊害等について普及啓発を図る。

キャンペーン期間：

2019年12月1日～2020年1月31日

支援方法：

- ・協賛団体として連名。
- ・特許庁が行う「コピー商品撲滅キャンペーン」をIIPPF会員向けに案内。また、ジェットロ HP 内 IIPPF ページに当該サイトバナーを貼付。

## 2. 政府間協議に必要な調査事業

### (1) 調査一覧

A	中国の組織再編による知的財産エンフォースメントへの影響に関する調査
B	タイにおける模倣品流通実態調査
C	ベトナム模倣品流通実態調査
D	ASEAN 地域におけるインターネット上の模倣品対策に関する調査
E	インドにおけるインターネット上の模倣品対策に関する調査
F	東アフリカにおける知的財産権侵害の現状に関する調査（ケニアおよびタンザニア）

### (2) 調査内容

- A. 中国の組織再編による知的財産エンフォースメントへの影響に関する調査  
2018年の全国人民代表大会で決定した機構改革。本調査では、知的財産権分野における中央政府及び地方政府の再編の概要、関連法の制定及び改正の概要、法執行上の課題等について調査した。
- B. タイにおける模倣品流通実態調査  
タイ市場における製品別にみた模倣品の概況及び流通の実態について調査した。また、知的財産権にかかるタイ政府機関の情報、タイ政府の模倣品に対する取り組み、知的財産侵害を受けた権利者へのアドバイスなどについてまとめた。
- C. ベトナム模倣品流通実態調査  
ベトナムにおける製品別にみた模倣品の製造と流通の実態について事例を交えて調査したほか、知的財産権にかかる公的機関及び関係団体の概要、模倣品に対する行政・法的措置及び水際措置についてまとめた。
- D. ASEAN 地域におけるインターネット上の模倣品対策に関する調査  
本調査では、ASEAN 諸国における EC 市場の最新の概況、及び、各国の主要ショッピングサイト、オークションサイト及びフリマアプリ上での模倣品流通実態を調査した。併せて、上記サイト等上での模倣品対策として権利者が行使できる具体的な手段について最新情報を調査した。
- E. インドにおけるインターネット上の模倣品対策に関する調査  
インドにおけるインターネット上のショッピングに係る、模倣品対策のための関連法令、関連する公的機関の取り組み、救済措置、摘発例等を調査。また、インターネット上の模倣品流通実態の他、主要 EC サイトが講じる模倣品対策について調査した。

- F. 東アフリカにおける知的財産権侵害の現状に関する調査（ケニアおよびタンザニア）
- 本調査では、東アフリカ地域における物流の主要港を抱えるケニア・タンザニアについて、模倣品流通の経路や各市場での模倣品販売状況を調査した。また、両国の公的機関による模倣品対策の取り組みについて基本情報と事例・判例を調査した。

### 3. 知的財産保護官民合同代表団の派遣に係る事業

(1) 第17回知的財産保護官民合同訪中代表団（上海）（実務レベル）

期間：2019年7月22日～7月25日

場所：中国・上海

交流機関：

江蘇省高級人民法院、江蘇省市場監督管理局、江蘇省知識産権局、上海市版權局

交流事項：

(江蘇省高級人民法院)

- i. 技術専門家会議の導入の経緯や、仕組み、従前の取組に対する優位性、課題について
- ii. 「専門家補助人」として審理に参加する「技術専門家庫」について
  - ・裁判所側、当事者側の専門家証人選任時、当該人材庫からの選任要否。必須でない場合、実際にその人材庫から選ぶ比率
  - ・「技術専門家庫」の認定方法と認定作業
- iii. 最高人民法院「技術調査官の知的財産権事件訴訟活動参加に関する若干規定」に基づき、技術調査官が裁判官の指示に従い技術専門家会議に参加することの有無について
- iv. 日本企業を含む海外企業が、技術専門家会議を利用する上での留意事項
- v. 民事訴訟における特許の有効性判断について

(江蘇省市場監督管理局・江蘇省知識産権局)

- i. 機構改革について解説
- ii. 知財保護体制等の概要
- iii. 江蘇省における法執行について
- iv. 外商投資企業の法執行の強化

(江蘇省市場監督管理局)

- i. 知財保護体制等の概要
- ii. 上海市における法執行について
- iii. 外商投資企業の法執行の強化
- iv. Eコマースの面でプラットフォーマーとの協力実績

(上海市版權局)

- i. 上海市版權局における2018年の行政法執行状況
- ii. 上海市における著作権に基づく法執行
  - ・上海市における法執行の強化の認識の是非と背景、今後の方向性
  - ・行政摘発時に準備すべき証拠、事実
  - ・行政摘発後、刑事移送され、立件されるケースの比率
  - ・著作権法第48条に定める「公共利益の損害」にかかる要件
- iii. 応用美術著作物にかかる著作権法に基づく保護

- ・意匠権の有無による「応用美術著作物」としての著作権法での保護への影響
- ・実務上「一定の鑑賞性及び審美価値」が著作物該当性の判断材料となるか
- ・著作物該当性の判断のため権利者より提出すべき有用な情報

iv. 著作権の法執行部隊が総合法執行部隊に統合される可能性

結果概要：

- ・江蘇省高級人民法院、江蘇省市場監督管理局、江蘇省知識産権局、上海市版權局の4機関との意見交換を行った。
- ・江蘇省高級人民法院との意見交換では、新たに導入された技術専門家会議について、導入の背景、開催の判断基準、留意点などについて確認した。また、技術専門家庫の位置付けについて確認した。
- ・江蘇省市場監督管理局及び知識産権局との意見交換では、機構改革によって市場監督管理局の下に知識産権局が置かれたことを受け、国を挙げて知的財産保護に力を入れようとしている事、また、専利、商標の行政管理が一本化されるなど、新たな役割について理解を深めた。
- ・知識産権局との意見交換では、行政法執行を含む法執行について管轄外となっていることを改めて確認。また、応用美術著作物について、判断基準が独創性・接触性にあることや、意匠権とはリンクしないことについて確認した。

## 4. 侵害発生国と共同で行う事業に係る支援

### (1) インドネシア EC サイト等訪問事業

インドネシアは人口が 2.5 億人を超え、東南アジア地域において最大の規模を誇る。2016 年時点でのインターネット普及率は 50.8% で 1.2 億人程度のユーザーがいると考えられている。インドネシアの EC サイト上における日本企業の模倣品被害も多数報告されており、2019 年に米国通商代表部が公表した「スペシャル 301 条報告書」においても依然として、優先監視国として位置づけられていることから、各 EC サイトとの連携強化を早急に講じ、模倣品対策を行っていく必要がある。

また、同報告書においても指摘されている通り、オンライン上で広がる模倣品に対する法執行が不足しており、現状は各サイトが独自で制定する規約に対策が委ねられている。そこで、インドネシア EC サイト数社を実際に訪問し、意見交換を実施することで今後の関係構築や模倣品対策強化につなげる。また、関係政府機関についても同様に訪問し、意見交換を実施することで、インターネット上の模倣品対策の重要性についても訴える。

#### ア 税関総局訪問

日時：2019 年 10 月 8 日

場所：税関総局オフィス内会議室

参加者：インドネシア税関総局職員 3 名

日本国内権利者 3 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 4 名

#### 結果概要

- ・インドネシアにて税関登録が可能となる要件について。事業者の要件について確認した。
- ・回答期限に対する税関の対応について。猶予措置等について確認した。
- ・最高裁判所規定第 4 号改正における裁判手続きの短期化について確認した。
- ・取り締まりにおける税関と警察・裁判所の対応の違いについて確認した。

#### イ Bukalapak 訪問

日時：2019 年 10 月 8 日

場所：Bukalapak オフィス内会議室

参加者：Bukalapak 4 名

日本国内権利者 3 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 4 名

#### 結果概要：

- ・Bukalapak の沿革について確認した。
- ・AI による模倣品認識の現状と見通しについて。現在は情報を蓄積している段階。将来は自動で出店サイト削除などが可能になる予定。
- ・模倣品出店者等の悪徳業者についての情報開示について確認した。警察からの要請があれば開示可能。

#### ウ Bhinneka 訪問

日時：2019 年 10 月 8 日

場所：Bhinneka オフィス内会議室

参加者：Bhinneka 3 名

日本国内権利者 3 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 4 名

#### 結果概要

- ・ Bhinneka が取り扱うビジネス形態について確認、また、それに伴う商品の真正性について確認した。
- ・ Bhinneka の模倣品を取り扱う際の対応について確認した。

#### エ 知的財産総局 (DGIP) 訪問

日時：2019 年 10 月 9 日

場所：DGIP 内会議室

参加者：DGIP15 名

日本国内権利者 3 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 4 名

#### 結果概要：

- ・ インターネット上の模倣品にかかる DGIP の対応と限界について確認した。
- ・ プラットフォーマーへの対応はしていないことを確認。その場合は、インドネシア電子取引委員会 (IDEA) か情報通信省が適当。

#### オ Tokopedia 訪問

日時：2019 年 10 月 9 日

場所：Tokopedia オフィス内会議室

参加者：Tokopedia 3 名

日本国内権利者 3 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 4 名

#### 結果概要：

- ・ Tokopedia の沿革について。
- ・ AI による判定技術導入にかかる現状と見通しについて。費用対効果を考慮する必要がある。
- ・ 模倣品出品にかかる出品者サイト閉鎖への手続きについて確認した。
- ・ 模倣品出品常習者に対する罰則規定の創設について。

#### カ 国家警察訪問

日時：2019 年 10 月 10 日

場所：国家警察内会議室

参加者：国家警察サイバー犯罪対策部 5 名

日本国内権利者 3 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 4 名

#### 結果概要：

- ・サーバーの所在地が「海外」となる場合の当局の捜査について。在外公館を通して海外の取り締まり機関との協力捜査の必要性。
- ・国家警察サイバー犯罪対策部による消費者及び権利者からの通報への対応について。

## (2) インド EC サイト等訪問事業

インドは人口が13億人を超え、世界第2位の規模を誇っている。また、インターネットの普及率も年々増加しており、2017年時点で4.48億人程度のユーザーがいると考えられおり、市場取引額も2020年には1000億ドルに達する見通しである。

それに伴い、インド EC サイト上における日本企業の模倣品被害が多数報告されるようになる中、インド政府は2019年2月、8月と電子商取引政策の原案及び消費者保護ガイドライン2019案を公表。しかし、依然としてインターネット上で広がる模倣品に対する法執行は不足しており、各 EC サイトの知財保護制度にもばらつきがある。そのため、EC サイト数社を訪問し、連携強化を図るため意見交換を実施する。加えて、インターネット上の模倣品対策強化のために、商工省産業政策促進局（DPIIT）等の関係機関との意見交換も実施する。

### ア. Paytm Mall との意見交換

日時：2020年1月29日

場所：Paytm Mall オフィス内会議室

参加者：Paytm Mall 側1名

日本国内権利者6名、経済産業省1名、ジェトロ3名

結果概要：

- ・出店の際の条件について。Terms & Conditions が存在。消費者保護のために厳しい罰則あり。
- ・販売者の身元などの確認について。マニュアルに基づき、invoice 等で確認。
- ・他の EC サイトとの連携について。他サイトでの情報は採用せず。
- ・権利者からの相談について。メールではなく、直接が望ましい。

### イ. 商工省産業政策促進局（DPIIT）との意見交換

日時：2020年1月30日

場所：DPIIT オフィス内会議室

参加者：DPIIT 側5名

日本国内権利者6名、経済産業省1名、ジェトロ3名

結果概要：

- ・模倣品対策への重点事項について。一般消費者への啓もう活動を重要視。
- ・E コマースポリシーの策定について進捗状況の確認。
- ・個人情報についての法令化について。現在国会で審議中。

- ・模倣品販売業者にかかる訴訟について。民事・刑事とも明確に罰則が定められている。

- ・意見交換の重要性について。他国の法律や法令を知ること課題を浮き彫りに。

#### ウ. Flipkart との意見交換

日時：2020 年 1 月 30 日

場所：Flipkart オフィス内会議室

参加者：Flipkart 側 5 名

日本国内権利者 6 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 3 名

結果概要：

- ・サイト価値を維持するための方策について。商品出品前と出品後の 2 度にわたり出店者を確認。

- ・権利者との情報交換の重要性について。

- ・出店前情報について。他サイトで前科ある業者については事前確認可能。

- ・再犯への対応について。罰金はないが、3 度模倣品を販売するとブラックリストに載り、期限無制限で出店禁止。ID 変更しても登録ができない等。

#### エ. Amazon India との意見交換

日時：2020 年 1 月 30 日

場所：Amazon India 内会議室

参加者：Amazon India 側 4 名

日本国内権利者 6 名、経済産業省 1 名、ジェトロ 3 名

結果概要：

- ・模倣品対策への対応について。ブランドレジストリーの重要性を確認。

- ・再犯への対応について。3 度の模倣品販売で Amazon 永久追放。

- ・他サイトでの情報について。Invoice や GST 情報によってブラックリストへ。

## 5. 侵害発生国におけるセミナー等の開催

### (1) 真贋判定セミナー

模倣品被害に遭っている企業に対する模倣品対策支援のため、侵害発生国における模倣品取締り強化の促進を目的として、世界各地で現地執行機関職員を対象とした真贋判定セミナー等を実施。

#### ア ベトナム真贋判定セミナー

ASEAN でも模倣品が多く流通する国の一つであるベトナムに関し、経済産業省及びジェトロでは、2012年度より、ハノイやホーチミンの税関、市場管理局等を含む執行機関と協力し、執行・啓発の強化、相互理解促進等を目的とした事業を毎年行ってきた。

中でも、真贋判定セミナーを実施する必要性は高く、市場管理総局等との関係を引き続き維持していきたいという日本企業のニーズも依然として高い。そのため、今年度も取締機関職員向けの真贋判定セミナー、意見交換会を実施する。

##### i. 税関向け真贋判定セミナー

日時：2019年7月17日

場所：ザ・レヴェリー・サイゴン（ホーチミン）

対象機関：ホーチミン市税関局

参加者数：税関局職員 50名

結果概要：

- ・参加した日本企業 11社が真贋判定ポイントについて講義を行った。
- ・現地の日系メディア 1社、現地メディア 7社に取り上げられた。
- ・ベトナム税関からは、模倣品の取り締まりをより強化するために、日本企業による税関登録、情報提供、鮮明な資料の作成等の要望が挙げられた。
- ・日本企業からは、3日の手続き期限延長や、メールによる写真鑑定の要望が挙げられた。

##### ii. 市場管理局他向け真贋判定セミナー

日時：2019年7月18日

場所：ザ・レヴェリー・サイゴン（ホーチミン）

対象機関：ホーチミン市市場管理局、ベトナム知財研究所（VIPRI）

参加者数：市場管理局職員 62名及び幹部 12名

結果概要：

- ・参加した日本企業 12社が真贋判定ポイントについて講義を行った。
- ・市場管理総局と、ECサイトでの取り組みについて現状と対策等について意見交換を実施した。
- ・VIPRI との意見交換では、おおよその鑑定期間や手続き上の留意点などを確認

した。

#### イ 山東省威海市市場監督管理局向け真贋判定セミナー

中国山東省沿岸部には、同国でも有数の産業都市が点在し、日本企業も多く進出している。特に威海市は、日本製品の卸市場が新設され、日本製品の輸入が増加していくものと考えられる。この度、威海市市場監督管理局等職員を対象に真贋判定セミナーを開催し、当局と日本企業の交流の場を創出するとともに、同地での実務における取締技術の改善に向けた情報提供を行う。

日時：2019年7月18日

場所：中国・威海市

対象機関：市場監督管理局、网信弁、法院、公安局、検察院、商務局、司法局、税関など22部署

参加者数：82名

結果概要：

- ・参加した日本企業9社が真贋判定のポイントについて講義。また、同省での権利侵害、摘発成果等を発表した企業もあった。
- ・会場内に模倣品展示コーナーを設け、威海市市場監督管理局関係者へ直接に説明する機会を提供した。

#### ウ 香港真贋判定セミナー

香港では模倣品対策および知財保護の法制度が整備されているものの、依然として日本企業の模倣品被害が報告されている。

上記の背景のもと、今年度も香港税関を対象とした真贋判定セミナーを開催し当局による模倣品取締り強化を促すとともに、意見交換会を開催することで日本企業に情報収集や要望事項申し入れの機会を提供する。

日時：2019年8月1日

場所：香港税関署内 IPR Enforcement Research Center

対象機関：香港税関

参加者数：約40名

結果概要：

- ・参加した日本企業4社が真贋判定のポイントについて講義を行った。
- ・セミナー後には税関職員との意見交換を実施した。
- ・税関から香港での知的財産における保護体制、制度運用、取り締まりや普及活動等について解説があった。

#### エ サウジアラビア真贋判定セミナー

2016年、サウジアラビアにより掲げられた『ビジョン2030』を基に、日本の経済産業省(METI)とサウジアラビア商業投資省(MCI)は模倣品対策を含めた相互協力に関する覚書に署名、以降、政府機関幹部を日本へ招聘しセミナーを実施するなど協力体制を継続している。

今年度、2回目となるリヤド・ジェッダに加えて、ダンマンの3都市にてMCIまたは税関職員への真贋判定セミナーを実施し、更なる模倣品対策への理解を図る。

i. MCI職員向けリヤド真贋判定セミナー

日時：2019年10月14日

場所：リヤド・MCI内会議室

対象機関：MCI職員

参加者数：約40名

結果概要：

- ・参加した日本企業6社が真贋判定ポイントについて講義を行った。
- ・日本企業の一般消費者に対する模倣品対策活動について認識を深めた。

ii. 税関職員向けジェッダ真贋判定セミナー

日時：2019年10月15日

場所：ジェッダ・Islamic Port Customs内講堂

対象機関：ジェッダ税関職員

参加者数：約40名

結果概要：

- ・参加した日本企業7社が真贋判定ポイントについて講義を行った。
- ・真正品、模倣品のほかに「コマーシャル品」の存在を確認、共通理解を図った。
- ・税関登録制度がない中で税関の模倣品対策について確認した。

iii. MCI職員向けジェッダ真贋判定セミナー

日時：2019年10月16日

場所：ジェッダ・Salsabil by Warwick Hotel

対象機関：MCI職員

参加者数：約50名

結果概要：

- ・参加した日本企業7社が真贋判定ポイントについて講義を行った。
- ・コマーシャル品について共通理解を図った。
- ・ホログラム以外の真贋判定技術の採用について意見交換を行った。

iv. MCI職員向けダンマン真贋判定セミナー

日時：2019年10月17日

場所：ダンマン・Mercure Corniche Al Khobar Hotel

対象機関：MCI職員

参加者数：約 40 名

結果概要：

- ・参加した日本企業 6 社が真贋判定ポイントについて講義を行った。
- ・疑義品に関する連絡からの回答の速さについて意見交換を行った。
- ・会場内に模倣品展示コーナーを設け、参加者へ直接説明する機会を提供した。

#### オ 佛山真贋判定セミナー

中国では模倣品対策および知財保護の法整備が進んでいる一方、依然として日本企業の模倣品被害が後を絶たない。特に、広東省において被害が多く、当局への取り締まり強化を求める日本企業の声が多いことが意見聴取の結果明らかになっている。

そこで本事業では広東省の中でもとりわけ模倣品の製造・流通が多い佛山市において、市場监督管理局職員を対象に真贋判定セミナーを開催し、当局と日本企業の交流の場を創出するとともに、同地における模倣品対策を促す。

日時：2019 年 12 月 3 日

場所：中国・佛山市

対象機関：佛山市市場监督管理局

参加者数：約 30 名

結果概要：

- ・日本企業 8 社が真贋判定ポイントについて講義を行った。
- ・知的財産関連法制度や運用に係る各社の抱える問題について質疑応答があった。
- ・会場内に模倣品展示コーナーを設け、佛山市市場监督管理局職員へ直接説明する機会を提供した。

## 6. 侵害発生国の政府機関職員及び専門家等の招聘事業

### (1) パキスタン弁護士招聘

パキスタンは、2018年 USTR のスペシャル 301 レポートでは監視国として挙げられ、中国からの模倣品流入だけでなく模倣品製造国としても注視されている。また、近年、同国での知財保護に関する日本企業の関心は高く、経済産業省委託事業として、過年2度にわたり、同国の模倣品被害流通及び知財法制度運用について調査を実施した。

今般、パキスタンより専門家を招聘し、模倣品対策セミナー及び権利者との意見交換を実施する。

#### 【招聘期間】

2019年6月25日～6月29日

#### 【被招聘者】

- ① Ali Kabir SHAH 氏、Partner Lawyer at Ali & Associates
- ② Hasan Irfan KHAN 氏、Attorney at Law at United Trademark & Patent Services

結果概要：

#### 【セミナーの開催】

日時：2019年6月27日

参加人数：51人

講演：

- ① 「パキスタンにおける IP 模倣品対策法令」 SHAH 氏
- ② 「知的財産権執行セミナー」 KHAN 氏

概要：

- ・ 大規模な侵害被害や複数管轄地域にまたがる侵害案件については、地方警察ではなく Federal Investigation Agency (FIA) が取り締まりを実施する方が有効である。
- ・ 2010年競争法を根拠に、消費財に関してパッケージ会社にも責任があるとしている。
- ・ パキスタン国内では放映されていないアメリカケーブルチャンネルへの侵害行為について、パリ条約で示されている「世界的著名度」を根拠に仮差止命令を獲得することができた。
- ・ 2012年に設立された知財裁判所で有効とされる根拠法として、商標令（2001年）、著作権令（1962年）、特許令（2000年）、登録意匠令（2000年）、登録集積回路設計令（2000年）、及び刑法の該当条項に限定される。そのため、知財裁判所ではパッシングオフについては取り扱えないため、通常の民事訴訟案件となる。

#### 【国内権利者との意見交換】

- ・ 小さな小売店で見つかった模倣品の案件でも FIA であれば、それに関わる大きな店舗や違う地域での店舗まで取り締まりを広げることが可能となる。
- ・ 警察、FIA 以外に摘発機関は存在しない。「検査官」がいるのは、医療、食料の分野。

電化製品については、エンジニアリングカウンスルが認証を行っている。

- ・係争中の案件や税関での手続き等で滞っている場合、Urgent Application を提出することで対応を促すとよい。
- ・最大の EC サイトは DARAZ.PK であり、次いで、ALIEXPRESS.COM。前者は一般消費者向けが主力、後者は電子機器や B-to-B 商品で近年注目されている。なお、地方の小売業者は、Facebook などの SNS を利用しているが、模倣品を売るページも多く存在しており、今後の課題となっている。

## (2) 中国商標専門家招聘

中国において第三者による冒認出願は依然として発生しており、日本の権利者は対応に苦慮している。中国では、商標法の第 4 次改正が行われ、2019 年 11 月から施行されている。今回の改正では、悪意ある出願の拒絶や権利侵害に対する罰則の強化などが盛り込まれ、日本企業の関心も高い。

そこで、中国の専門家を招聘し、商標法改正のポイントと実務への影響について、セミナーを通じて情報提供を行う。

### 【招聘期間】

2020 年 1 月 19 日～1 月 21 日

### 【被招聘者】 ※両名とも国家知識産権局 OB

- ① 呉 新華 氏 北京市煒衡弁護士事務所 知的財産権部 主任
- ② 鐘 紅波 氏 北京律盟知的財産権代理有限責任公司 副社長

結果概要：

### 【セミナーの開催】

日時：2020 年 1 月 20 日

参加人数：115 人

講演：

- ① 「中国における悪意の商標出願及び商標権侵害に関する最新の状況について」  
ジェトロ北京事務所 知的財産権部 竹之内 正隆
- ② 「商標法の特別改正及び関連部門規定改訂の背景と条文分析」 呉 氏
- ③ 「改正商標法の施行後における悪意の商標出願対策のポイントと注意事項」 鐘 氏

概要：

- ・冒認出願の数が多いのは、出願コストが低い上に、審査期間が短く登録が容易なことが要因となっている。一度登録されてしまうと、出願人の悪意性や証憑の著名性等立証するのが困難。そのため、中国では可能な限り迅速に権利化することを推奨。
- ・E コマース拡大に伴い、模倣品の流通も小口化・少量化している。また、商標を見づらくするパッケージングなど巧妙化している。
- ・模倣品・悪意の商標出願に関連した支援策について紹介した。

- ・商標法改正によって追加された悪意の登録行為について、条文を元に、責任主体範囲の拡大、罰金の増額など制度面及び行政側の指導強化などの政策面から解説。
- ・譲渡を目的とした悪意ある登録商標との見解を出した判例について解説した。
- ・現段階で中国には連合商標、防護標章の精度がないため、登録しても不使用3年ルールで取消される可能性があるが、更新しても基本的に悪意があると判断はされない。

#### 【国内権利者・産業界との意見交換】

- ・警告書は、相手方の出方を見るのに有効なツールである。
- ・商標使用停止の判決が出た後も関わらず、当該商標を使い続けている場合は強制執行を求めることができる。
- ・プロバイダに連絡してもアクションを起こさない場合は、プロバイダが所在する市場監督管理局に申し立てること。工信部に申請済のHPは市場監督管理局が監督している。
- ・改正商標法第4条を根拠に、登録された後無効審判する場合において立証が容易となった。悪意についての判断は、出願人のその他の商標の保有状況を提示することでも立証が可能。

### (3) 南アフリカ等弁護士招聘

アフリカは近年、日本企業の進出が増加傾向にあり、特に、東アフリカ地域の注目度は高い。今年度、経済産業省委託事業の一環として、ケニアにおける模倣品流通実態について解明するため調査を実施。更に、その流通経路の一部がタンザニアにもまたがっていることから、タンザニアも調査の対象としている。

今般、その調査に関わる弁護士を招聘し、同国及びその近隣国での模倣品対策について理解を深める機会を持つ。

#### 【招聘期間】

2020年2月4日～2月7日

#### 【被招聘者】

- ① Mr. Chris WALTERS、Director Lawyer at Spoor & Fisher Jersey
- ② Mr. Paul RAMARA、Partner Lawyer at Spoor & Fisher South Africa
- ③ Mr. Godfrey BUDELI、Partner Lawyer at Adams & Adams

結果概要：

#### 【セミナーの開催】

日時：2020年2月5日

参加人数：41人

講演：

- ① 「東アフリカ地域における知的財産侵害～ケニア・タンザニア・ウガンダ～」  
WALTERS 氏、RAMARA 氏
- ② 「南アフリカにおける効果的な模倣品対策について」 BUDELI 氏

## 概要：

- ・ケニアでは、Anti-Counterfeit Authority (ACA) が模倣品対策について広範囲に権限を有している。令状なしでの立ち入り調査及び差し押さえが可能。また、3か月の模倣品業者との和解猶予期間が、ACA 内検察により刑事訴訟へと進む。
- ・ケニアでは、2018 年の模倣防止法の改正により、新しいシステムによる商標登録となり、1年更新となる。また、それにより ACA の権限が税関と同等となる。
- ・タンザニアでは、商品マーク法が特に重要視されている。この法律を根拠に、Fair Competition Commission (FCC) において、疑義品の差し押さえ・押収が可能となり、容疑者逮捕を実行、また、公正競争裁判に上告できるプロセスが設立された。なお、税関職員が疑義品を押収することが可能となり、検察官は容疑者を起訴することができる。
- ・ウガンダについて、模倣対策法案を撤回した一方で、IP ポリシー文書を作成するなど、知的財産政策に関して矛盾が生じている。
- ・南アフリカの模倣品法では、捜査令状による組織的な立ち入り調査や捜査令状なしの差し押さえが可能である。
- ・南アフリカではシンジケートによる犯罪が横行・模倣品の製造・販売以外の犯罪も含めた捜査・摘発が実施されており、警察、行政機関等摘発団の規模が1000人単位となることも。ビルを改造し、模倣品の製造拠点や保管庫を発見しづらくするなど手口が巧妙。

### 【国内権利者・産業界との意見交換】

- ・アフリカでの意匠権は特許権の一種と考えられているため、新規性が求められる。
- ・南アフリカでは、商標登録より意匠登録の方が、早くて簡単。商標の一部が意匠の範疇となることもあり、意匠登録が商標での権利保護で有効となる。
- ・ケニアでは、どの機関も ACA と連携を取っているため、どの機関で模倣品が発見されても ACA に情報共有されている。
- ・ケニアのキスム（ビクトリア湖畔）はモンバサ港のように大規模ではないが、今後模倣品の入り口となるのではと予測している。
- ・南アフリカ・ダーバン港に入った模倣品は、鉄道などの陸路でヨハネスブルグに運ばれるが、その前に、国境管理が脆弱なレソトやボツワナを通すため、輸入業者などをトラッキングすることができなくなってしまう。